

地域貢献活動実施状況報告書

2024年 2月 14日

北海道知事 様

報告者

住 所 宮城県名取市上余田字千刈田 308

氏 名 株式会社デンコードー

代表取締役 高橋 淳

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり令和4年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

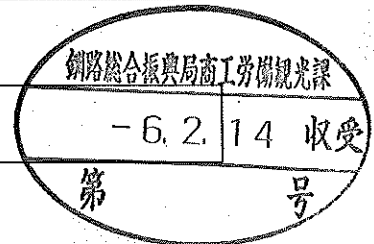
記

1 特定小売事業施設の概要

名称	ケーズデンキ釧路本店
所在地	北海道釧路市鳥取大通3丁目5番1号

2 地域貢献活動の実施期間

2022年 4月 1日 ~ 2023年 3月 31日



3 地域貢献活動の実施の状況

活動項目	活動内容	実施時期	実績
地域づくりの取り組みへの協力	■ 地域の取組みへの参加・協力 ・自治会・町内会への加入や地域の祭り、各種行事への参加・支援	随時	継続
	■ 景観形成・街並みづくりへの協力 ・環境対策・景観づくり等への協力	随時	継続
地域産業活性化への協力	■ 地域商業との連携・協力 ・地域商業との連携・協力 ・地域・道内業者への発注・取引促進	随時 通年	継続 継続
環境対策	■ CO ₂ 削減・省エネ活動の推進 ・展示商品（TV、照明器具等）の電源の間引き ・こまめな消灯、適切な空調温度の設定	通年	継続
		通年	継続

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの掲示、小冊子の配布等による、お客様へのCO₂削減 ・省エネの啓蒙促進 ・省エネ電化製品の積極的な販売による普及推進 	通年	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ電化製品の積極的な販売による普及推進 	通年	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物に対する対策 ・使用済み充電電池、インクカートリッジの回収・リサイクル ・資源ごみの分別によるリサイクル ・家電リサイクル法にかかわる家電製品の引き取り 	通年	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみの分別によるリサイクル ・家電リサイクル法にかかわる家電製品の引き取り 	通年	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の生活環境への配慮 ・繁盛期の整理・誘導員の配置による渋滞・事故防止 	随時	継続
ひとにやさしいまちづくりへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕事環境の整備 ・育児・介護休業の利用促進 ・希望エリア内のみで勤務する勤務地選択雇用制度の導入 ■ ユニバーサルデザインの推進への協力 ・障がい者等の優先駐車場の設置 ・休憩用のイス・ベンチの設置 	随時適用 随時	継続 継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の優先駐車場の設置 ・休憩用のイス・ベンチの設置 	既設 既設	2台 8ヶ所
地域雇用対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の安定雇用の確保への協力 ・パート・アルバイトの地元での積極採用 ・正規雇用の拡大 	随時採用 随時採用	継続 継続
防犯・青少年健全育成対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪防止・青少年健全育成対策への協力 ・定期的な駐車場を含めた施設内の巡回による犯罪の防止 ・閉店後の駐車場の閉鎖による、少年非行防止及び犯罪発生防止 	通年 通年	継続 継続
災害等発生時及び地域防災等への協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域防災への協力 ・防災訓練の実施 	通年	年2回 3月・10月

地域貢献担当部署等の設置と情報公開の推進等	■ 地域貢献担当の部署等の設置 ・周辺地域に気を配り、また、地域住民や自治会等の意見や要望を受け付けるために、地域貢献担当窓口を設置	通年	継続
-----------------------	--	----	----

4 地域貢献活動の担当者

所属名	ケーズデンキ釧路本店
職・氏名	店長 富永 雅照
電話番号等	0154-55-6777

<担当者連絡先>

所属名	株式会社デンコードー開発部
職・氏名	課長代理 嵐田 達也
電話番号	022-382-8275
電子メールアドレス	tatsuya-arashida@ksdenki.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。